

「屋外分煙所」整備の 基本的考え方

大阪府 健康医療部
健康推進室 健康づくり課
令和元年 9月

はじめに

平成31年3月に公布した大阪府受動喫煙防止条例は、改正健康増進法に基づき、原則屋内禁煙を基本とし、府民をはじめ府内の施設管理者等に対し、法を上回る府独自の規制を課しています。

こうした原則屋内禁煙の取り組みを進めていくにあたり、施設周辺において、路上等での喫煙が増加する懸念があります。

このため、法・条例に起因する路上等の喫煙対策として、条例を制定した府としても市町村、民間事業者と連携しながら、「屋外分煙所^(※)」の整備促進を図り、早急に対策を進めていく必要があります。

※「屋外分煙所」とは
上記趣旨に基づき、屋外に整備する分煙施設のことをいいます。

目 次

1	屋外分煙所の整備検討に至る経緯	1
2	屋外での喫煙スペースの整備の状況	2
3	屋外分煙所の整備場所の考え方	3
4	屋外分煙所の整備促進にあたって	5
5	屋外分煙所の仕様	7
6	モデル整備の方針・目標	11
7	今後のスケジュール	13

1 屋外分煙所の整備検討に至る経緯

現状・経過

■受動喫煙防止対策の強化

- ・施設の管理者や事業者が受動喫煙防止対策に取り組んできたが、依然として3割を超える非喫煙者が過去1カ月間に飲食店や職場で受動喫煙に遭遇。行政機関や医療機関において受動喫煙に遭遇する者も一定程度存在。（平成28年10月厚生労働省資料）



屋内における受動喫煙防止対策を強化（目的：望まない受動喫煙をなくす）

- ・国：健康増進法の改正〔2018年7月公布〕
⇒原則屋内禁煙（学校、病院等については、敷地内禁煙）
- ・府：大阪府受動喫煙防止条例の制定〔2019年3月公布〕
⇒原則屋内禁煙（学校、病院等については、敷地内全面禁煙に努める）

屋内における望まない受動喫煙防止対策を実効性のあるものとするためには、以下の課題への対応も必要

課題

法・条例に基づき、屋内の受動喫煙防止の取り組みが進めば、路上等、屋外における喫煙が増加する懸念

屋外での対策（分煙所の整備等）について検討が必要

2 屋外の喫煙スペースの整備の状況

自治体、民間企業がこれまでに実施してきた屋外での主な対策（喫煙スペースの整備等）は以下のとおり。

【国】

- ・「屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う」とし、屋外における分煙施設の整備を促進（平成30年11月9日事務連絡「平成30年度特別交付税の算定に係る基礎数値について」）。
- ・屋外分煙施設の技術的留意事項についての通知を発出（平成30年11月9日厚生労働省健康局長通知「健発1109第6号」）。

【大阪府】

- ・府庁舎禁煙化に伴い、大手前庁舎周辺における喫煙マナー向上に資する喫煙環境整備及び環境美化を図るため、たばこ事業者の協力を得て管理地に喫煙スペースを設置（平成27年度）

【市町村】

- ・街の環境美化やたばこの火の危険防止の観点から路上喫煙防止条例（いわゆるポイ捨て禁止条例）の整備等にあわせて、たばこ事業者と連携し屋外分煙所の整備が進められている。（府内の屋外分煙所整備状況：平成31年4月市町村調査より）
 - ・個所数：128か所
 - ・設置場所：市町村庁舎周辺（29か所）、駅周辺（50か所）、その他（市関連施設等）（49か所）
 - ・仕様：国基準に合致（20か所）/コンテナ型（5）、パーテーション（15）
国基準に合致しない（108か所）/パーテーション（45）、灰皿のみ等（63）

【たばこ事業者】

- ・たばこを吸う人、吸わない人の双方を考慮した空間造り、双方が共存できる社会の実現に向けて、「分煙」の支援に取り組まれている事例がある。
- ※ 分煙のコンサルティング、屋外での喫煙スペースの整備 など

【民間企業等】

- ・たばこ販売を行う事業者が、街の美化や顧客サービス向上、販売促進の観点から店頭で消火用灰皿を設置するなどの対策を講じている事例がある（コンビニ等）。

3 屋外分煙所の整備場所の考え方

課題

原則屋内禁煙とした法・条例の規制により、増加が懸念される路上喫煙への対応など屋外における対策も必要

屋外分煙所は法・条例の規制の対象となる第一種施設及び第二種施設周辺での整備を基本とする。第二種施設については、多数の人々が行き交う「飲食店などが密集する繁華街」、「鉄道駅舎」周辺を整備場所の対象とする。設置者については、整備を行う場所の自治体や屋内禁煙となる施設の管理者が想定される。

施設	場所	理由	設置者（想定）
第一種施設	(ア) 第1種施設の近隣	条例により第1種施設は「敷地内全面禁煙に努めなければならない」と規定したことにより、施設周辺の路上喫煙が増加する懸念がある。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体 第1種施設の管理者
第二種施設	(イ) 飲食店などが密集する繁華街周辺	改正法により第2種施設は「原則屋内禁煙」となり、さらに飲食店に対しては、府独自の経過措置を設けたことにより、第2種施設が集まる繁華街での路上喫煙が増加する懸念がある。 また、繁華街は人が密集するという点でも、対策を要請されることが想定される。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体 施設管理者 繁華街の施設の事業者 商店街 など
	(ウ) 鉄道駅舎周辺	駅周辺は、多数の人々が行き交う場所であり、駅構内が全面禁煙とされている場合が多いことから、乗車前後に喫煙をするケースが予想されるため、駅周辺において対策を要請されることが想定される。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体 鉄道など交通事業者、駅ビル管理者 駅周辺の事業者（テナント） など

※なお、観光施設等の周辺も対策が必要な場合は、今後検討を行うこととする。

※周辺環境を鑑み、景観や防災面にも留意することが必要。

4 屋外分煙所の整備促進にあたって

府、市町村、民間事業者等が連携・協力し、屋外分煙所の整備を推進する。

屋外分煙所の整備及び管理運営は、民間事業者等との連携・協力を得ながら、いずれも設置者が主体となって取り組みをすすめる。

	内容	実施者	役割
整備	整備主体	設置者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置場所の選定 ○ 諸手続き <ul style="list-style-type: none"> ・地元調整、工事発注、効果測定 など ○ 仕様に関する協議・決定
	敷地の提供	設置者 あるいは協力者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置場所の提供
	整備費用の負担	設置者 あるいは協力者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置費用の負担 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の区画化、建物整備 ・設備整備 (排煙設備、標識、防犯カメラ、空調等) など ○ 仕様に関する提案・協議
管理運営	管理運営主体	設置者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス、日常清掃 ・トラブル等への対応 など
	管理費用の負担	設置者 あるいは協力者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費用の負担 <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス、日常清掃 など

5

敷地の提供や整備・管理費用の負担において、自治体や民間事業者等の協力が想定される。

◇敷地の提供

設置者以外の敷地に屋外分煙所を整備する場合は、以下の協力者が想定される。

国・自治体（公共用地の提供）

民間事業者（施設近隣の民地の提供） など

◇整備費用の負担

屋外分煙所の設置条件によっては、社会貢献、広告効果、販売促進が見込まれるため、以下の協力者が想定される。

たばこ事業者、広告会社、飲料メーカー、
鉄道事業者、バス・タクシー会社 など

◇管理費用の負担

整備費用の負担と同様、屋外分煙所の設置条件によっては、社会貢献、広告効果、販売促進が見込まれるため、以下の協力者が想定される。

飲料メーカー、広告会社 など

<留意事項>

- ・その他、協力の可能性がある企業については随時連携を求めることとする。
- ・国道や府道など設置者以外の自治体が所管する敷地の提供が必要な場合等は、府が国、自治体の関係部署へ情報を提供し、積極的に連携調整を図る。

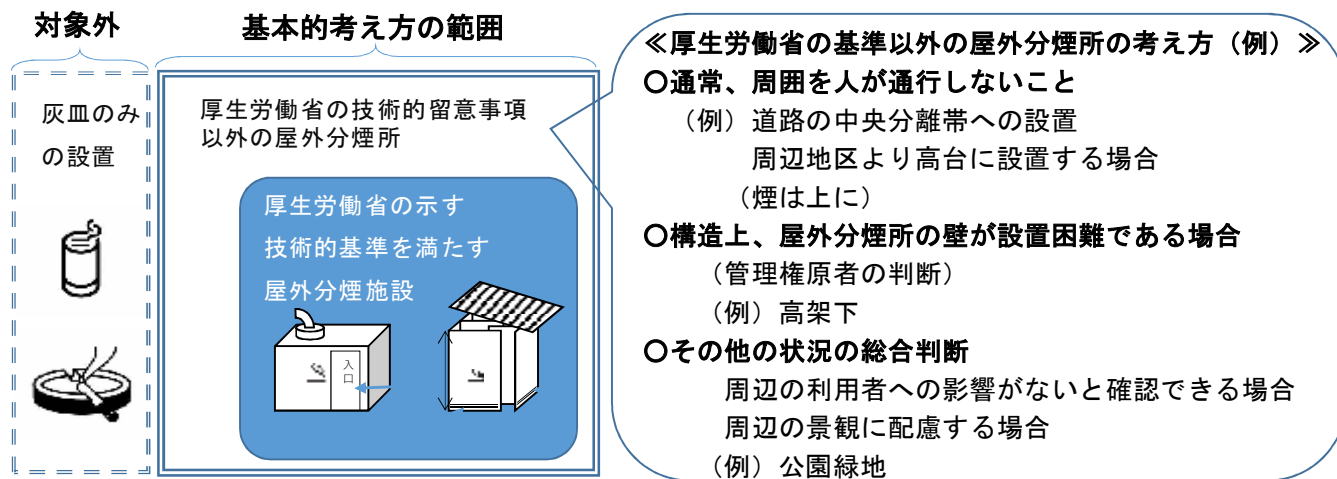
6

5 屋外分煙所の仕様

屋外分煙所の仕様については、厚生労働省が示す「屋外分煙施設の技術的留意事項」のほか、場所の周囲の状況等を踏まえ、技術的留意事項によらない場合も含めて整備をすすめる。

※ ただし、灰皿のみの設置は「屋外分煙所」の仕様を含めない。

※ 自治体が主体となって整備する場合に、地方特別交付税の交付を受けるためには、厚生労働省の示す、技術的留意事項に合致している必要がある。



加熱式たばこは、煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないとして厚生労働大臣が指定するものに区分されており、改正健康増進法では経過措置が設けられている。屋外分煙所の整備においても、加熱式たばこ専用の屋外分煙所を設置するなど紙巻きたばこと区別した対策も検討する。

《参考》厚生労働省の示す基準

《参考》屋外分煙施設の技術的留意事項について(通知)

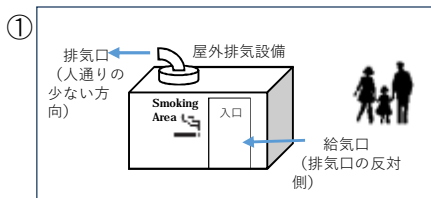
【平成30年11月9日 厚生労働省健康局長通知健発1109第6号】

◆屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

＜具体例＞

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
 - ・ 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること
(2回以上のクランクがあることが望ましい)
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること
※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること



《参考》現在設置されている屋外の喫煙スペース

「コンテナ型公衆喫煙所」

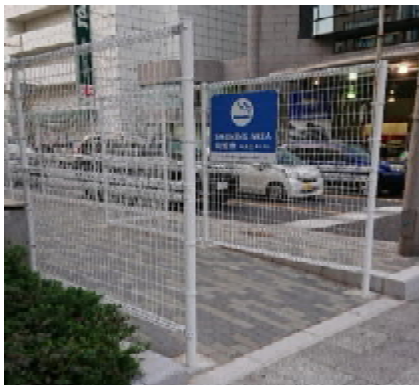


「公園」



9

「中央分離帯」



「駅前」



「高架下」



10

6 モデル整備の方針・目標

条例の全面施行までの間に、「基本的な考え方」に基づき、モデル整備を進める。

※ モデル整備とは
今後の屋外における喫煙所整備の参考となる整備パターンの実例を構築するために、府、市町村、民間事業者等の連携による取り組みを進める。

◇モデル整備期間

2019～2024年度

◇整備目標箇所数

府内20～30カ所を想定

- 関係者の連携・協力により、整備効果や課題を把握しながら、モデル整備を進める。
- 関係者による協議会を設置し、モデル整備のパターンや効果測定を踏まえ、整備及び管理運営スキームの検証を行う。
- モデル整備の検証内容を踏まえ、自治体と事業者との連携パターン等を取りまとめたガイドラインを策定する。
- 整備主体や協力事業者へ広く周知し、屋外分煙所の整備促進につなげる。

11

ガイドラインで示す項目

◇候補地の選定手法

候補地を選定するために必要な条件や配慮が必要な内容等をパターンごとに整理。

◇屋外分煙所の仕様内容

技術的留意事項の合致の必要性などをパターンごとに整理。

◇協力者との連携

協力者の選定方法や依頼内容、配慮が必要な事項等を整理。

◇効果測定及び検証方法

屋外分煙所の整備効果の測定手法や検証方法等を整理

など

7 今後のスケジュール

